

社会医療法人誠光会 草津介護医療院

指定短期入所療養介護事業所 運営規定

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣 旨)

第1条 この運営規定は、「社会医療法人誠光会淡海ふれあい病院（指定短期入所療養介護事業所）」（以下「事業所」という。）が介護保険法に基づく指定短期入所療養介護事業を提供するに当たり、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月29日滋賀県条例第17号）の規定によるものほか、運営に関する規定を定めもって事業の適正運営を図るものとする。

(目 的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画に基づいて支援を行い保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定短期入所療養介護事業所の運営方針は、次のとおりとする。

一 短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

二 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

三 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 指定短期入所療養介護事業所の職員の職種、定数及び職務内容は、次のとおりとする

職種	介護医療院	職務内容
	配置数	
管理者	1人	
医師	3名以上	医学管理及び評価一般病棟との連携・家族への指導
薬剤師	1人以上	薬の調剤及び製剤、医薬品の出納保管、服薬指導他
看護師 ※准看護師含む	18人以上	看護サービス計画・生活障害評価・看護、介護その他看護業務に関する事項
介護支援専門員	1名以上	短期入所療養介護計画、定期見直し、退所前後指導相談
介護職員	26人以上	日常生活支援・介護サービス計画・介護
支援相談員	1人以上	ケアカンファレンスの進行・苦情処理・家族、関係機関との連絡調整
作業療法士	2名以上	機能回復訓練の実施及び指導
管理栄養士	2名以上	給食献立調理、給食業務の企画運営、栄養指導、嗜好調査他
事務職員	1人以上	事務全般
その他職員	1人以上	施設用土、運転業務、厨房（委託）

第3章 利用定員

(定員)

第5条 指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の空床を利用する。

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要な事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 指定短期入所療養事業所の内容は、次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介護を提供する。

ア 排泄介護

イ 入浴介護

ウ 食事介護

エ 移乗、移動介護、離床

オ 養護（休養）

カ 着替え、整容

二 健康管理

看護職員により健康チェックを行い、総合的に健康状態の管理を行う。

三 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ グループワーク

エ 行動的活動

オ 体操

カ 趣味活動（クラブ活動）

四 入浴サービス

居宅において入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

五 入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

六 介助の種類

ア 衣類の着脱

イ 身体の洗身、洗髪

ウ その他必要な介助

七 食事サービス

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

八 送迎サービス

送迎については対応なし

九 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ウ 各種福祉サービスの利用方法についての相談・助言
- エ その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用)

第8条 介護サービス費、食費、居住費等の利用者負担額について

1 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスあるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

⇒ (別表1-①、1-②を参照)

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払をける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じない差額が生じないようにする。

3 食事を提供した場合の金額は、介護保険法第51条の3第1号規定する食事の基準額によるものとする。

4 居住費の金額は、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担額によるものとする

⇒ (別表1-①、1-②を参照)

5 利用者負担限度額認定証をお持ちでない、第4段階利用者の食費、居住費については当院の規定によるものとする。

6 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝 食 7時30分から
- 二 昼 食 12時から
- 三 夕 食 18時から

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第10条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保つ、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第11条 利用者は、外出・外泊を希望する場合、所定の手続きにより施設に届けるものとする。

(衛生保持)

第12条 利用者は、病棟の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第13条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、「年2回以上」に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。施設は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

第6章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第15条 施設は、別表1に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入院患者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 施設は、事故の発生又は、その再発を防止するため、事故報告の方法等明記した事故発生防止の為の指針を整備すると共に万が一事故発生した場合、あるいは事故の危険性が生じた場合に講じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。尚、詳細は「医療事故対策マニュアル」による。

(秘密保持の関係)

第17条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た患者又はその家族の秘密をもらしてはならない。又、従業者が施設を退職した後についても同等の義務を受けるものとする。又、施設が居宅介護事業者等に入院患者等に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入院患者等より同意をえるものとする。尚、他詳細は病院、「個人情報保護規定」による。

(身体拘束の規定)

第18条 身体抑制や拘束は、患者様の生命の危機と身体的損傷を防ぐために必要最小限のもので、患者様の人権を尊重し、安全を優先させる場合にのみ実施する。二次的な身体障害や偶発症の発生に十分注意することとし、以下の適応及び評価を実施し患者様及び家族様へ説明の上実施するものとする。

一 身体抑制の適応

1. 抑制の対象

- (1) 脳出血障害などによる意識障害
- (2) 認知症等による失見当識
- (3) その他、患者生命への危険、疾病の回復遅延や悪化が危惧される時

2. 具体的用件（下記のような懸念がある場合）

- (1) 点滴ルート等抜去
- (2) ベッド等からの転落
- (3) 自傷、他害

二 医師による評価と指示

- 1. 抑制対象患者（上記）について医師と看護師が話し合い、患者様の状態を評価した上で決定する。
- 2. 医師は指示票に身体抑制の指示を記載する。
- 3. 主治医不在時は代理医師、夜間・休日は当直医師が指示する。

三 患者様及び家族様への説明

- 1. 身体抑制の適応と判断された場合は、看護職員は医師の指示にてその必要性・方法・予測期間等を説明し了承を得るとともに、その旨カルテに記載する。
- 2. 夜間など緊急で抑制を行った場合は、翌朝、身体抑制の必要性、

方法の妥当性、具体的期間を家族様に説明する。

四 身体拘束適正化の取り組み

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
2. 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）実施する。

（利用者的人権の擁護、虐待の防止）

- 第19条 施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施すること。短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 短期入所療養介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他）

- 第20条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人誠光会理事長と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年10月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

苦 情 处 理 体 制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 介護支援専門員

上記担当者以外 支援相談員

相談・苦情受付窓口連絡先 Tel077-563-8866（代表）

ax077-563-8858（患者サポートセンター）

各市町村介護保険課 草津市介護保険課 代表 Tel077-561-2369

滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険課 代表 Tel077-523-2561

（施設（病院）へ直接苦情相談される以外に、上記市町村窓口又は国民健康保険団体連合会各担当者へ苦情、相談される方法もあります。）

利用者からの苦情等の対応は、通常介護支援専門員が対応し、休日及び夜間の場合は他の事務職員が対応し、介護支援専門員に連絡、指示を仰ぎ対応する。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 利用者からの苦情→介護支援専門員→施設管理者→倫理委員会
- 〔対応困難・報告必要事項〕 施設管理者→市町村

*苦情処理対策委員会構成（管理者・事務長・看護師長・介護支援専門員・支援相談員・OT・介護職・その他）

①利用者からの苦情に対しては、まず介護支援専門員が対応し、施設管理者に報告した上で、事項、内容等によっては、施設管理者が直接対応する。

②利用者からの苦情処理については、最優先事項として、迅速を心がけ、適切に対応する。

③施設内に『苦情処理対策委員会』を設置し、問題点等を検討し改善に努める。

④利用者からの苦情に関して、施設管理者サイドで対応が困難なとき、あるいは指導監督機関に報告が必要な事項については、市町村へ連絡する。

⑤利用者からの苦情に関して、市町村かが行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。

⑥利用者かたの苦情に関して、国民健康保険団体が行う調査に協力、指導助言に従つて必要な改善を行う。

⑦苦情の内容、苦情処理対策委員会での検討事項は台帳に記録し再発防止に役立てる。

3 その他参考事項

- サービス提供の室を高めるため、介護支援専門員等病棟職員に対する定期的な研修及びケース研究会議を行う。